

2015年2月16日

支援者の皆様

原告情報公開市民センター  
理事長 新海 聡  
(連絡先： 0564-83-6151)

## 秘密保護法情報公開訴訟通信 (15)

～2月16日の弁論準備期日のご報告～

- 1 2015年2月16日午前11時30分～名古屋地方裁判所民事9部で行われた弁論準備期日について報告します。
- 2 当方、2月6日付けの準備書面10と訴えの変更申立書、証拠(甲35～42)を提出しました。当方の主張は、政府の情報セキュリティに関する統一基準をもとに、対象文書に対する、国による機密性の格付けの観点から主張を展開しました。すなわち、情報公開法5条3号に該当する、というのであれば、政府の情報セキュリティに関する統一基準にいう、機密性3情報(秘密情報)に格付けられなければおかしい筈だ、ところが対象文書のほとんどが公開を前提とする「機密性1」であり、わずかに2つの文書だけが「機密性2 取扱注意」に止まっている。途中まで5号、6号を主張していながら、突如3号に主張を変えたことと相俟って、対象文書には3号に該当する情報など、もともと含まれていないのだ、というものです。また、情報の格付けと情報公開を争点にしている大阪地裁でのカウンターインテリジェンス訴訟の弁護団のご協力も得て、そこで行われた内調職員の尋問調書も書証で提出しました。  
大阪訴訟の皆様、ありがとうございました。
- 3 裁判所は国に対して、当方の主張について反論があるか、と質問しました。当然ながら国側は反論する、と、回答しました。いずれにしても、機密性の格付けと情報公開という点が争われることは間違いなく、この点で大阪訴訟と同一の争点となるわけです。国は4月15日までに書類を出すことになりました。
- 4 次回期日は4月22日16時30分～弁論準備です。  
次回で結審するかどうかは国がどういう主張を展開するかに係っていると思います。引き続きご支援、よろしくお願い致します。

(了)